



# 現行の表示基準に係る通知等のうち、 基準に規定するものについて

平成26年5月12日

消費者庁食品表示企画課

## 目次

- 現行の表示基準に係る通知等  
のうち、基準に規定するものの考え方……………3
- 現行の表示基準に係る通知等  
のうち、基準に規定する主な内容……………4

## 現行の表示基準に係る通知等のうち、 基準に規定するものの考え方

- 食品表示基準の策定に合わせ、現行の表示基準に係る通知等(※)も整理・統合予定

※ 3法に基づく表示基準に係る通知や事務連絡、Q&Aなど

- 通知等の内容は、原則として、引き続き、通知等として整理する(食品表示基準には盛り込まない。)。しかしながら、

- ・安全性の確保の観点から、指導ではなく、表示義務を課すべき表示ルール
- ・表示基準の統合や新たな義務化に伴い、分かりやすい食品表示基準を策定するという観点から、食品表示基準と通知等にまたがって表示ルールが規定されるのではなく、基準にまとめて規定すべき表示ルール

については、新たに食品表示基準に規定する。

- 本資料においては、このような観点から、今般、新たに食品表示基準に規定することとするものについて検討する。

## 現行の表示基準に係る通知等のうち、基準に規定する主な内容①

|   | 規定の概要   | 元の通知名  |
|---|---|--|
| 1 | <p>フグによる食中毒の発生防止を図るために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内臓を除去し、皮をはいだいわゆるみがきフグについては、原料フグの種類、処理年月日、処理業者の氏名及び住所</li> <li>・それ以外のフグを加工したものについては、原料フグの種類、加工年月日やLot番号などのロットが特定できるもの</li> <li>・限られた種類のフグ及びその加工品については、漁獲海域の表示義務を課す。</li> </ul>   | <p>フグ加工品等の表示について(平成22年9月10日消食表第326号)</p>   |
| 2 | <p>気密性のある容器包装詰め<sup>※</sup>の要冷蔵食品(※)については、原因と疑われるボツリヌス食中毒の発生防止を図るために、要冷蔵食品であることが消費者等に明確に分かるように、容器包装のおもて面に冷蔵を要する食品である旨の文字を分かりやすく表示するものとする。</p> <p>※ 例えば、ハンバーグや惣菜がある。</p>   | <p>容器包装詰低酸性食品等に関するボツリヌス食中毒対策について(平成24年3月27日消食表第131号・食安監発0327第4号)</p>   |
| 3 | <p>現行、食品衛生法の表示基準府令と通知にまたがって表示事項と表示方法のルールが示されており、制度が分かりにくくなっている状況を解消するため、基準に基づく表示をするに際し、重要な通知の表示ルールのうち、保健所の指導等により広く普及したルールについては、食品表示基準に規定する。</p> <p>例：[下線部分は、現在、基準に規定されていない内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉製品の原料肉名の表示方法(配合分量の多いものから順に記載することとし、食肉である原料については鳥獣の種類を、<u>魚肉である原料については魚肉と記載する。</u>)</li> <li>・鯨肉製品の殺菌方法の表示方法(温度及び時間を記載する。)</li> <li>・冷凍食品に含まれないもの(加工食品としての冷凍食品とは、加工食品(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ、ゆでがに、<u>食肉(加工したものに限る。)</u>及びアイスクリーム類を除く。)を凍結させたものであって、容器包装に入れたものをいう。)</li> <li>・容器包装詰加圧加熱殺菌食品(<u>容器包装詰加圧加熱殺菌食品には、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品は含まない。</u>)</li> <li>・保健機能食品に係る表示に必要な事項(栄養素等表示基準値、バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言等)</li> </ul> | <p>・食品衛生法に基づく表示について(平成24年2月24日消食表第46号)</p> <p>・食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について(昭和52年3月23日環食第52号)</p> <p>等</p> |

## 現行の表示基準に係る通知等のうち、基準に規定する主な内容②

|   | 規定の概要   | 元の通知名   |
|---|---|---|
| 4 | <p>容器包装が一定の面積より大きい場合は8ポイント以上、一定の面積以下の場合は5.5ポイント以上で記載する。</p> <p>※ 現行の食品衛生法及び健康増進法においては、右通知で文字の大きさのルールを定めていたところ。食品表示基準においては、現行のJAS法同様、基準内で文字のポイントを規定する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法施行令の一部を改正する政令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和44年8月18日環食第8832号）</li> <li>・栄養表示基準等の取扱いについて（平成25年9月27日消食表第282号）</li> </ul> |